各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「担保権信託」を活用したクロスボーダー取引への取組みについて

三菱UF J信託銀行株式会社(取締役社長 岡内欣也)は、この度、ドイツのファンドブリーフ債発行体(銀行)であるドイチェ・ファンドブリーフバンク AG(pbb Deutsche Pfandbriefbank AG)との間で、同行の発行するファンドブリーフ債保有者を受益者とする「担保権信託契約」を締結しましたのでお知らせいたします。本件は、日本で組成された不動産融資に係る貸付債権信託受益権に対する担保権(質権)の信託を三菱UF J信託銀行が引き受け、ファンドブリーフ債保有者のために当該担保権を管理するという、担保権信託として初のクロスボーダー取引となります。

1. 本件の概要について(別紙スキーム図ご参照)

本件は、ドイチェ・ファンドブリーフバンクAG(委託者)が、三菱UFJ信託銀行を受託者として、同行の発行するファンドブリーフ債保有者を受益者とする担保権信託を設定し、受託者である三菱UFJ信託銀行は、ドイチェ・ファンドブリーフバンクAGがファンドブリーフ債の担保資産として保有する貸付債権信託受益権に対する質権を当該受益者のために管理するものです。

※担保権信託とは、被担保債権と担保権を切り離して、担保権の管理を被担保債権の債権者以外の者たる信託銀行(受託者)に委ねる新しい信託のスキームです。

2. 「担保権信託」導入の背景・効果について

(1) 背景

ドイチェ・ファンドブリーフバンクAGは、多数のファンドブリーフ債保有者のための担保資産として、同行の子会社であるハイポ・リアル・エステート・キャピタル・ジャパン株式会社が日本法に基づき組成した貸付債権信託受益権を保有しています。本件は、ドイチェ・ファンドブリーフバンクAGが当該貸付債権信託受益権に対する日本法上の優先権をファンドブリーフ債保有者のために可及的に確保することを目的に担保権信託を設定するものです。

(2) 効果

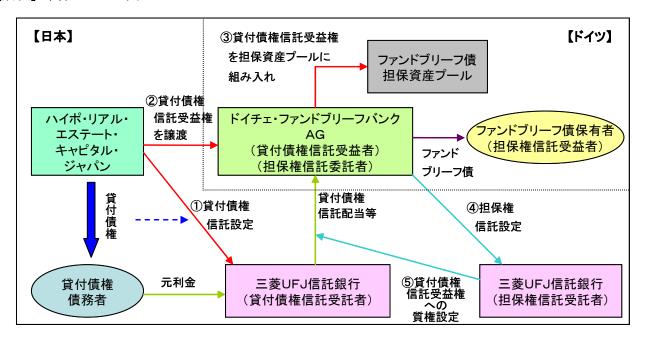
ファンドブリーフ債保有者が個別にファンドブリーフ債発行体(銀行)の担保資産に対して質権を設定することは実務上不可能ですが、担保権信託を活用することにより、全てのファンドブリーフ債保有者のために担保権を一元的に管理・実行することが可能となります。

本件は、ドイチェ・ファンドブリーフバンクAGのクロスボーダーなニーズに対し、三菱UF J信託銀行が担保権信託の活用によりお応えした初めての案件となります。

三菱UF J信託銀行は、今後もお客さまの多様化・グローバル化するニーズに信託銀行ならではの高い 専門性でお応えしてまいります。

以上

【別紙】本件スキーム図



- ① ハイポ・リアル・エステート・キャピタル・ジャパンは、不動産担保貸付債権を三菱UF J 信託銀行に 信託します。三菱UF J 信託銀行は、貸付債権信託の設定を受けて発行した受益権を委託者兼当初受益 者たるハイポ・リアル・エステート・キャピタル・ジャパンに交付します。
- ② ドイチェ・ファンドブリーフバンクAG(※1)は、日本法人であるハイポ・リアル・エステート・キャピタル・ジャパンが組成した貸付債権信託受益権を購入します。
- ③ ドイチェ・ファンドブリーフバンクAGは、購入した貸付債権信託受益権を、自行が発行しているファンドブリーフ債(※2)の担保資産プール(※3)に組み入れて担保登録簿に登録し、ファンドブリーフ債保有者のために管理します。
- ④ ドイチェ・ファンドブリーフバンクAGは、三菱UF J信託銀行との間でファンドブリーフ債保有者を 受益者とする「担保権信託契約」を締結します。
- ⑤ 三菱UF J信託銀行は、受益者たるファンドブリーフ債保有者のために、ドイチェ・ファンドブリーフバンクAGが担保資産として保有する貸付債権信託受益権に対する質権(第1順位)を設定・管理します。
- ※1 ドイチェ・ファンドブリーフバンクAG (pbb Deutsche Pfandbriefbank AG) は、ドイツのハイポ・リアル・エステート・グループ (Hypo Real Estate Group) の戦略的中核銀行です。同行にはグループの戦略上重要な資産が集約されており、不動産金融及び公共金融の分野においてビジネスを展開しております。同行の中核となる資金調達手段はファンドブリーフ債であり、同行はドイツ最大級のファンドブリーフ債発行体(銀行)として知られております。同行は、デプファ・ドイチェ・ファンドブリーフバンクAG (DEPFA Deutsche Pfandbriefbank AG) とハイポ・リアル・エステート・バンクAG (Hypo Real Estate Bank AG) の合併により2009年6月に誕生しました。同行の本店はドイツ、ミュンヘンです。
- ※2 ドイツの「ファンドブリーフ債」は、ドイツのファンドブリーフ債発行体(銀行)が発行するカバード・ボンド(担保付社債)です。ファンドブリーフ債は、①抵当ファンドブリーフ債、②公共ファンドブリーフ債、③船舶ファンドブリーフ債及び④航空機ファンドブリーフ債の4種類のタイプがありますが、本件では、抵当ファンドブリーフ債を対象としております。
- ※3 ファンドブリーフ債発行体(銀行)の担保資産プールは、ファンドブリーフ債発行体(銀行)の破産手続において当該発行体(銀行)の他の資産とは分離され、ファンドブリーフ債保有者の債権の支払に優先的に充てられます。